

## 坂祝町監査委員告示第10号

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和5年11月30日

坂祝町監査委員 森田 安夫  
同 渡邊 章

### 記

1. 監査の種別 定期監査
2. 監査の対象 一般会計・特別会計
3. 実施期日等 令和5年11月 7日(火) 議会事務局、総務課、企画課、  
水道環境課、産業建設課  
〃 8日(水) 福祉課、窓口税務課  
〃 10日(金) 教育課、こども課
4. 実施場所 坂祝町役場庁舎4階第2会議室  
現地調査 坂祝町子育て支援拠点施設「バンビーニ」  
坂祝町郷土資料館

### 5. 監査の方法

令和5年度「予算新規・主要事業進捗状況一覧」、「予算収入計画表」及び「予算執行計画表」並びに「各課における現金預金通帳の保有状況表」の提出を求め、これにより担当課長、関係職員からの説明を受け、質疑応答を行った。

また、郷土資料館では移転物の展示進捗状況及び令和6年度以降の活用方法並びにバンビーニでは防犯カメラ設置に係る管理方法についてそれぞれ意見交換を行った。

## 6. 監査の結果

全体的な事項では、事業の進捗状況及び予算管理について概ね適正に執行されていると認められた。なお、予算の執行率が一部低い事業については、その都度、事情を聴取するとともに、特に事情があるもの以外は出納整理期間前までに完了するよう口頭でお願いした。

## 7. その他

(1) 将来にわたる道路等用地取得における土地収用に関しては、地権者を含めて土地所有権者以外の親族等にも了解を含めた関係書類等を聴取するようお願いしたい。

(2) 子育て支援拠点施設「バンビーニ」に新たに防犯カメラが設置された。管理責任者の選任及び外部に提供する運用方法等が定められていない状況である。既に防犯カメラが設置されている幼稚園でも同様に定めがないため、その時々での対応で処理されている。

実施予定の行政監査において、幼稚園、小学校及び中学校等含め防犯カメラの設置台数等を調査し、総務課を含めて防犯カメラの運用要項について調整することとした。

(3) 坂祝町郷土資料館について

令和6年4月から新たに坂祝小学校体育館1階に移転した郷土資料館が開館されることになっている。資料館の面積も今までより広いため、資料を展示するのみではなく、幅広く町民に提供できるような中央公民館のサテライト的な場所として利用できるよう郷土資料館運営委員会等において検討願いたい。

(4) 各活動に供する預金通帳開設状況について

坂祝町各課における公費以外での活動に供する預金通帳開設状況を調査した結果、収入及び支出並びに収支決算書等の作成がなされており、該当組織委員会等において決算について審議されているため、概ね適正に執行されていると認められた。

ただし、預金通帳及び銀行届出印が各担当者・課長の机の引き出しに保管されている事案が多くあった。

預金通帳については、会計室の金庫に保管するなどしっかり管理するように検討願いたい。会計室が遠隔な場合は金庫を設けなどして、適切に管理するようお願いしたい。

(5) 町有財産使用目的外での有料化(職員等の駐車場使用料の有料化)について

昨年度の定期監査で指摘した職員等の駐車場使用料について、今年度から先行的に町三役及び各課長を対象に駐車場使用料が徴収されている。次年度からはさらに会計年度任用職員、非常勤の特別職員及び議会議員等の公共施設の駐車頻度の高い利用者の扱いについても検討していただきたい。

以 上